

国民健康保険についてのお知らせ

保険課 ☎8842

負担割合据え置き

七十歳以上七十五歳未満で、現在、負担割合が一割の人は、医療制度改革による二割への引き上げが平成二十一年三月三十一日まで凍結されていましたが、さらに一年間延長されることになりました。それに伴い、新しい高齢受給者証を三月中に送付します。四月以降は、それを医療機関へ提出してください。なお、現在、負担割合が三割の人は、受給者証の変更はありません。

また、八月以降の負担割合は、昨年中の収入および所得を基準に再判定を行います。

新しい保険証の送付

四月一日から使える新しい保険証(国民健康保険被保険者証)を三月下旬に送ります。四月以降に、古い保険証は細断するなどして破棄してください。国民健康保険(以下、国保)の未納があると、有効期限の

短い短期証が交付されます。保険証の有効期限を過ぎると、医療費を全額自己負担しなければいけません。また、入院時の医療費の支払総額が一定限度額までになる限度額適用認定証の交付を受けることもできず、医療費の支払額が高くなる場合があります。

国保税の支払い状況を再度、確認してください。納付期限までの支払いが困難な場合、市税務課で納税相談を受け付けます。一度、ご相談ください。

異動届を忘れずに

国保の加入や離脱(他の健康保険からの離脱または加入)などは、届け出がないと、市では把握できません。異動があった日から十四日以内に届け出をお願いします。

国保加入の届け出が遅くなると、国保税を加入の日にさかのぼって納めることになり、また、保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担になり、負

4月から法律相談の申し込み方法が変わります



生活課 ☎8809

無料法律相談の申し込み方法が4月1日から変わり、電話でも申し込めるようになります。また、申込期間が前回相談日後、最初の平日(第1回目は4月1日)から相談日前日までの平日になります。予約は受け付け順で、定員(10人)になるまで受け付けます。平成21年度は、下表のとおりです。なお、市民を対象とし、申し込み受け付けは、原則年度内1回です。詳しくは、市生活課へ。

相談日	申込期間
4月18日(土)	4月1日(水)～4月17日(金)
5月9日(土)	4月20日(月)～5月8日(金)
5月22日(金)	5月11日(月)～5月21日(木)
6月6日(土)	5月25日(月)～6月5日(金)
6月19日(金)	6月8日(月)～6月18日(木)
7月4日(土)	6月22日(月)～7月3日(金)
7月17日(金)	7月6日(月)～7月16日(木)
8月1日(土)	7月21日(火)～7月31日(金)
8月21日(金)	8月3日(月)～8月20日(木)
9月5日(土)	8月24日(月)～9月4日(金)
9月18日(金)	9月7日(月)～9月17日(木)
10月3日(土)	9月24日(木)～10月2日(金)
10月16日(金)	10月5日(月)～10月15日(木)
11月7日(土)	10月19日(月)～11月6日(金)
11月20日(金)	11月9日(月)～11月19日(木)
12月5日(土)	11月24日(火)～12月4日(金)
12月18日(金)	12月7日(月)～12月17日(木)
1月15日(金)	12月21日(月)～1月14日(木)
2月6日(土)	1月18日(月)～2月5日(金)
2月19日(金)	2月8日(月)～2月18日(木)
3月6日(土)	2月22日(月)～3月5日(金)
3月19日(金)	3月8日(月)～3月18日(木)

基本チェックリストで介護予防

地域包括支援センター ☎7955

●六十五歳以上の(要介護認定者は除く)に送ります
介護予防のためには、定期的に自分の体の状態を知ることが大切です。昨年チェックした人も、今の自分を知るために、今年もやってみましょう。

●生活機能をチェック
基本チェックリストは、毎日の生活に必要な心身の能力が低下していないかをチェックするためのものです。

●毎日の介護予防に生かしましょう
生活機能で低下しているところを早めに知り、その維持・向上のために介護予防に取り組むことができます。



★三月末までに基本チェックリストの返信をお願いします。

担が大きくなります。そして、国保の資格がなくなった後、誤って国保で医療を受けたら、

教えて! 長寿医療制度

(後期高齢者医療制度)

保険課 ☎8842

けると、国保が負担した医療費を返還しなければならぬ場合もあるので注意してください。

い、昨今、原則七十五歳以上の全員について、加入する健康保険を長寿医療に統一し、運営は、都道府県単位になりました。

加入者の保険料が財源の一割

以前は税金約五割、各健康保険の拠出金(保険料)約五割で財源を構成していました。長寿医療制度では、加入者の保険料約一割、税金約五割、若年層の保険料約四割を財源とし、若い人と高齢者の分担のルールを明確にしました。

加入者全員が負担

以前は、国民健康保険に加入している人は、世帯主が代表して負担して、被用者保険の被扶養者個人には、負担がありませんでした。

長寿医療では、被扶養者であった人にも移行措置を講じつつ、段階的に保険料を納めていた。だき、加入者全員に所得に応じて公平に負担をお願いするようになりました。

都道府県単位の運営

以前は国民健康保険、被用者保険(サラリーマンなどが加入する健康保険)などの健康保険に加入したまま、住所地の市町村で老人保健制度の適用を受けていました。しかし、高齢化の進展が著し

広告募集 公用封筒(裏面)

庶務課 ☎8841

公用封筒長型3号(縦235mm×横120mm)の裏面に掲載する広告を募集します。詳しくは、市庶務課または市ホームページでご確認ください。

広告位置	封筒裏面
広告枠の大きさ	1枠: 縦35mm×横100mm
募集枠数	4枠 枠の位置は市が指定 1事業者1枠が原則
刷色	単色(黒)
封筒材質	クラフト紙(両更) 85g
封筒作成枚数	50,000枚
広告掲載期間	市が使用を終了するまでの期間(おおむね半年間)
広告掲載料金	1枠: 5万円
申し込み方法	所定の申込書に広告の内容が分かる原稿案などを添えて市庶務課へ
申込期限	3月19日(木)午後4時まで